

国立大学法人富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則

平成24年4月1日制定 平成26年6月24日改正
平成27年4月1日改正 平成28年4月1日改正
平成28年4月21日改正 平成30年3月27日改正
平成30年5月29日改正 令和元年9月24日改正
令和3年3月30日改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るために必要な事項を定め、もって公平公正な職務の遂行及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、コンプライアンスとは、本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）が法令その他学内規則を遵守することをいう。

2 この規則において「部局」とは、学部、教養教育院、教職実践開発研究科、附置研究所、附属病院、附属図書館、機構、学内共同教育研究施設、学外との連携による教育研究施設、保健管理センター及び事務局（事務部を含む。）をいう。

(他の規則との関係)

第3条 この規則の定めにかかわらず、他の規則等においてコンプライアンスの推進について別段の定めがあるときは、当該規則等の定めによる。

(役職員の責務)

第4条 役職員は、本学におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、教育・研究及び医療の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス最高責任者)

第5条 本学のコンプライアンス推進における最高責任者は、学長とする。

(コンプライアンス総括責任者)

第6条 本学に、本学におけるコンプライアンスの推進に係る事務を掌理させるため、コンプライアンス総括責任者を置く。

2 コンプライアンス総括責任者は、学長が指名する理事をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 部局に、所掌する事務又は当該部局に係るコンプライアンスの推進に関し指揮監督を行わせるため、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は部局の長とする。

(コンプライアンス推進副責任者)

第8条 部局に、コンプライアンス推進責任者を補佐し、前条第1項の業務の実効性を担保するため、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、当該部局の副学部長、学科長又はコース長等をもって充てる。

(コンプライアンス委員会)

第9条 本学に、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第10条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定に関する事項
- (2) コンプライアンスの推進に係る啓蒙に関する事項
- (3) その他コンプライアンスの推進に係る重要事項

（組織）

第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) コンプライアンス総括責任者
- (2) 学長が指名する理事 1人
- (3) コンプライアンスに関して識見を有する者 若干人
- (4) 総務部長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

（委員長及び副委員長）

第12条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はコンプライアンス総括責任者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

（委嘱）

第13条 第11条第3号及び第5号に掲げる委員は学長が委嘱する。

（任期）

第14条 第11条第3号及び第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員以外の者の出席）

第15条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

（専門委員会）

第16条 第10条に定める事項のうち専門的に調査審議する必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第17条 委員会の事務は、危機管理室において処理する。

（雑則）

第18条 この規則に定めるもののほか、コンプライアンスの推進等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。

2 この規則施行後、最初に委嘱される第 11 条第 3 号及び第 5 号に掲げる委員の任期は、
第 14 条の規定にかかわらず平成 31 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。